

鳥取県情報公開条例施行規則及び鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第75号

鳥取県情報公開条例施行規則及び鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

(鳥取県情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県情報公開条例施行規則(平成12年鳥取県規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後				改正前			
(公文書開示請求書)				(公文書開示請求書)			
第2条 略				第2条 略			
2 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、 <u>開示の方法</u> とする。				2 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、 <u>次のとおり</u> とする。			
				(1) <u>開示請求者の資格</u>			
				(2) <u>開示の方法</u>			
				(3) <u>開示請求者が条例第5条第5号に掲げるもの</u> <u>であるときは、そのものの有する利害関係の内容</u>			
別表(第8条関係)				別表(第8条関係)			
区 分		金 額		区 分		金 額	
公文書の写し	文書、図画	日本工業規格A列	単色刷りの場合 1枚につき10円	公文書の写し	文書、図画若しくは	日本工業規格A列	単色刷りの場合 1枚につき10円
	若しくは写真	3番以下	複色刷りの場合 1枚につき30円		写真を複写したもの		複色刷りの場合 1枚につき30円
その他の物品の作成に要する費用	真を複写したものの又は電磁的記録	の大きさのもの	作成に要する実費の額	その他の物品の作成に要する費用	又は電磁的記録を出	の大きさのもの	
	電磁的記録	の大きさのもの			力した用紙若しくは		
略				略			
略				略			
備考 略				備考 略			

様式第1号(第2条関係)

公文書開示請求書

職氏名様

鳥取県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

年月日

請求者 郵便番号

住所

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先(電話番号) 自宅
勤務先

公文書の
件名
又は
内容

略

注 略

様式第1号(第2条関係)

公文書開示請求書

職氏名様

鳥取県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

年月日

請求者 郵便番号

住所

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先(電話番号) 自宅
勤務先

請求者の
資格

県の区域内に住所を有する者
県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
(勤務先名 所在地)
県の区域内に所在する学校に在学する者
(学校名 所在地)
県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
(事務所又は事業所の名称 所在地)
実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの
(利害関係の内容)

公文書の
件名
又は
内容

略

注 略

(鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県個人情報保護条例施行規則(平成11年鳥取県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前		
別表（第14条関係）				別表（第14条関係）		
区 分		金 額		区 分		金 額
写しの 作成に 要する 費用	文書、図画 若しくは写 真を複写し たもの又は 電磁的記録 を出力した 用紙若しく は当該用紙 を複写した もの	日本工業 規格A列 3番以下 の大きさ のもの	単色刷りの場合 1枚につき10円 複色刷りの場合 1枚につき30円	写しの 作成に 要する 費用	文書、図画若しくは 写真を複写したもの 又は電磁的記録を出 力した用紙若しくは 当該用紙を複写した もの	単色刷りの場合 1枚につき10円 複色刷りの場合 1枚につき30円
	略		日本工業 規格A列 3番を超 える大き さのもの		作成に要する実費 の額	略
略				略		
備考 略				備考 略		

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第55号。以下「改正条例」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前にされた公文書の開示請求（改正条例附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる開示申出を含む。）に係る公文書の写しその他の物品の作成に要する費用については、第1条の規定による改正後の鳥取県情報公開条例施行規則（以下「新規則」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前にされた個人情報の開示請求に係る写しの作成に要する費用については、第2条の規定による改正後の鳥取県個人情報保護条例施行規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の鳥取県情報公開条例施行規則の定めるところにより作成されている書類は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で新規則に定める書類として使用することができる。